

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準

(令和5年3月28日設定)

- 1 「保有個人情報の開示請求に対する処分」(第82条第1項及び第2項)については、次のとおりとする。
別紙「個人情報の保護に関する法律に基づく公立大学法人九州歯科大学理事長の処分に係る審査基準」のとおり
- 2 「保有個人情報の訂正請求に対する処分」(第93条第1項及び第2項)については、次のとおりとする。
別紙「個人情報の保護に関する法律に基づく公立大学法人九州歯科大学理事長の処分に係る審査基準」のとおり
- 3 「保有個人情報の利用停止請求に対する処分」(第101条第1項及び第2項)については、次のとおりとする。
別紙「個人情報の保護に関する法律に基づく公立大学法人九州歯科大学理事長の処分に係る審査基準」のとおり

個人情報の保護に関する法律に基づく公立大学法人九州歯科大学理事長の 処分に係る審査基準

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)に基づき、公立大学法人九州歯科大学(以下「大学」という。)理事長が行う処分に係る審査基準は次のとおりとする。

第1 保有個人情報の開示請求に係る審査基準等

法第78条の規定により、理事長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。この際に考慮すべき事項は以下のとおりとする

1 法第78条の規定に基づく保有個人情報の開示

【法第78条第1項本文】

行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下この節において「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示・不開示の基本的考え方

開示請求制度は、個人が、理事長の保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であるため、法では、不開示情報以外は開示しなければならないとの原則開示の枠組みとしている。一方で、本人や第三者、法人等の権利利益や公共の安全と秩序の維持、公共の利益等も適切に保護する必要があり、本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量する必要がある。このため、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が含まれていない限り、開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない。

※ なお、開示とならない例は、不開示情報が含まれている場合のほか、次のようなものがある。

- ・ 開示請求に係る保有個人情報を保有していない場合
- ・ 開示請求の対象が保有個人情報に該当しない場合
- ・ 開示請求書の記載事項に形式上の不備がある場合
- ・ 他の法令による開示の実施との調整により開示を行わない場合

- ・ 開示請求の対象が法第124条各項に該当する場合 等

(2) 開示の実施の方法との関係

法でいう「開示」とは、保有個人情報のあるがままに示し、見せることであり、開示・不開示の判断は、専ら開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されているかどうかによって行われ、開示の実施の方法によって開示・不開示の判断が異なることはない。ただし、開示決定された保有個人情報の開示の実施に当たり、保有個人情報の保存、技術上の観点から、例えば、原本での閲覧を認めることが困難である場合に一定の制約を設けることは差し支えない。

(3) 不開示情報の類型

法第78条第1項各号の不開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の不開示情報に該当する場合があります。したがって、ある保有個人情報を開示する場合は、本条各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

(4) 不開示情報該当性の判断の時点

不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならない。一般的には、ある時点において不開示情報に該当する情報が、別の時点において当然に不開示情報に該当するわけではない。

なお、個々の開示請求における不開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点(当該開示請求ごとの開示決定等の判断の時点)である。

2 開示請求の対象となる保有個人情報の範囲

【法第2条第1項】

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- 二 個人識別符号が含まれるもの

【解説】

(1) 個人情報

「個人情報」とは、生存する「個人に関する情報」であつて、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）」、又は「個人識別符号が含まれるもの」をいう。

(2) 個人に関する情報

「個人に関する情報」とは、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創造物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。また、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。

ア 個人に関する情報の具体例

個人に関する情報の一部を例示すると、次のとおりである。

生活、家庭、身分関係	住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、年齢、性別、印影、家族構成、勤務先、出身地、学歴、職歴、結婚歴、会社における職位又は所属に関する情報 等
内心の状況	思想、信教、信条、趣味 等

心身の状況	体力、健康状況、身体的特徴、病歴のほか、肖像、声、筆跡等特定の個人を表象する記述 等
社会経済活動	学歴、犯罪歴、職業、資格、所属団体、財産額、所得、振込口座番号、保険証の記号番号 等
その他	上記のほか、試験の受験番号や単独の役職名等特定の個人にのみ付され、特定の個人を識別することができる記述、その他他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報 等

※ 「個人情報」は、通例は特定の個人を識別可能とする情報と当該個人の属性情報からなる「ひとまとまり」の情報の集合物であり、この範囲は、情報の内容、事務の性質等から総合的に判断されるべきものである。

開示等の場面において、どこまでが開示等請求者に関する保有個人情報となるかは、形式的には決め難い。とりわけ法第60条第1項に定める地方公共団体等行政文書(以下「公文書」という。)に散在的に記録されている個人情報の場合、実務上問題となる。

法では、開示請求を行う者は、開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項を開示請求書に記載することとしており(法第77条第1項第2号)、また、理事長は、補正の参考となる情報を提供するよう努めることとしている(同条第3項)。このような請求手続の過程において、対象となる保有個人情報の範囲が特定されることが、円滑な運用を図る上で不可欠である。

イ 法人及び外国人等に関する情報

法人等の団体は「個人」に該当しないため、法人等の団体そのものに関する情報は「個人情報」に該当しない(ただし、役員、従業員等に関する情報は個人情報に該当する。)。なお、「個人」は日本国民に限らず、外国人も含まれる。

ウ 死者に関する情報について

法は、個人情報の取扱いに関連する個人の権利利益を保護することを目的とするものであり、本人関与等により権利利益の保護を求めることができるのは生存する個人であることから、法における「個人情報」の範囲に死者に関する情報は含まれていない。

法では、死者に関する情報であっても、当該情報が遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合(例えば、死者に関する情報である相続財産等に関する情報の中に遺族(相続人)の氏名の記載がある等遺族を識別することができる場合において、当該情報は、死者に関する情報であると同時に、遺族に関する情報でもある。)には、生存する個人を本人とする個人情報として保護の対象となる。

(3) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの

「特定の個人を識別することができる」とは、当該情報に係る個人が誰であるかを識別することができることをいう。「その他の記述等」とは、氏名及び生年月日以外の記述又は個人別に付された番号その他の符号等をいい、映像や音声も、それによって特定の個人を識別することができる限りにおいて「その他の記述等」に含まれる。

(4) 他の情報と容易に照合することができる

「他の情報と容易に照合することができる」とは、福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年福岡県条例第43号。以下「条例」という。)第2条第1項に定める実施機関(以下「実施機関」という。)の実態に即して個々の事例ごとに判断されるべきであるが、通常の事務や業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいい、例えば、他の行政機関等や事業者への照会を要する場合等であって照合が困難な状態は、一般に、容易に照合することができない状態である。

【法第2条第2項】

この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

- 一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
- 二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

【解説】

(1) 個人識別符号

「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別することができるものとして個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「政令」という。)で定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる。

(2) その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように

「その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように」とは、文字、番号、記号その他の符号が利用者等によって異なるようにすることをいう。

【具体例】

一号	DNA、顔、虹彩、声、歩行の態様 等
二号	旅券番号、基礎年金番号、運転免許証番号、住民票コード、個人番号、医療保険・介護保険・雇用保険の被保険者識別番号 等

【法第60条第1項】

この章及び第8章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第8章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書～（略）～地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第2条第2項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。

【解説】

(1) 保有個人情報

「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。）（以下「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、理事長が保有しているもののうち、公文書に記録されているものをいう。

(2) 行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているもの

「行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、職員が、当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいう。

「組織的に利用する」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用されることをいう。

「行政機関等が保有している」とは、職務上作成、又は取得した個人情報について事実上管理している（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している）状態をいう。したがって、例えば、実施機関が個人情報をクラウドサービス上で利用しており、物理的には当該個人情報が当該クラウドサービスを提供する事業者の管理するサーバ上に保管されている場合であっても、これも含まれ得る。

なお、保存年限が経過し廃棄可能になっていたとしても、物理的に文書を所持していれば、「保有しているもの」に該当する。

一方、一時的に文書を借用している場合や預かっている場合等、当該文書を管理していると認められない場合には、保有しているとはいえない。

(3) 行政文書〔中略〕に記録されているものに限る

個人情報には、紙等の媒体に記録されたものと、そうでないもの(口頭によるもの等)があるが、法の規律を安定的に運用するためには、個人情報が記録されている媒体がある程度固定されている必要があり、文書、図画、電磁的記録等何らかの媒体に記録されていることを前提としている。したがって、職員が単に記憶しているにすぎない個人情報は、保有個人情報に該当しない。

※ 該当しない例

- ・ 職員が単独で作成し、又は取得した文書であって、専ら自己の職務遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの(個人のノート・手帳・メモ類、自己研鑽のための研究資料、備忘録等)
- ・ 職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し
- ・ 職員の個人的な検討段階に留まるもの(決裁文書の起案前の検討段階の文書等。なお、原案の検討過程の文書であっても、組織において業務上必要なものとして保存されているものは除く。)

【法第2条第4項】

この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

【解説】

(1) 本人

法第2条第1項において、「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であつて、〔中略〕特定の個人を識別することができるもの」としており、本項では、第1項で定義される個人情報により識別されることとなる特定の個人を「本人」と定義している。

「本人」は、法では、例えば、利用目的の明示の対象、利用目的外の提供が許される提供先、開示・訂正・利用停止の各請求の主体となる。

保有個人情報の開示請求においては、本人以外の者からなされることがないように、法第77条第2項の規定により、請求者から「本人」であることを示す書類の提示、又は提出を受け、請求者が「本人」であるかどうかの確認を厳密に行う必要がある。

3 開示請求権

【法第76条】

- 1 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。
- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第127条において「開示請求」という。）をすることができる。

【解説】

(1) 何人も

日本国民のみならず外国人も含む全ての自然人である。

(2) 自己を本人とする保有個人情報

開示請求をすることができる情報は、「自己を本人とする保有個人情報」のみである。

したがって、自己以外の者に関する情報については、たとえ親族、配偶者に関するものであっても開示を請求することはできない。

(3) 未成年者

「未成年者」とは、年齢が成年すなわち満18年に達しない者をいう（民法（明治29年法律第89号）第4条）。

(4) 成年被後見人

「成年被後見人」とは、精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者であって、法定の手続に伴い家庭裁判所から後見開始の審判を受けた者をいう（民法第7条及び第8条）。

(5) 法定代理人

「法定代理人」とは、民法上の法定代理人である。民法上、本人の信任に基づかないで生ずる代理を法定代理といい、その代理人を法定代理人という。

「未成年者の法定代理人」は、第一次的には親権者（民法第818条等）、第二次的には未成年後見人（民法第838条第1号等）である。

「成年被後見人の法定代理人」は、成年後見人である（民法第843条等）。

(6) 本人の委任による代理人

本人が自己の個人情報に係る開示請求等について、本人の意思に基づき、当該請求に関する権利を委任した者をいう。

(7) 本人に代わって前項の規定による開示の請求(中略)をすることができる。

法定代理人は任意代理とは異なり、本人の利益のために代理行為を行う義務はあっても、代理行為に本人の同意を要しない。法の開示請求も、本人の意思と独立して行うことができる。

「本人に代わって」とは、法定代理人が未成年者又は成年被後見人である本人の保有個人情報について開示請求を行使していない場合にのみ法定代理人が請求権を行使できるという趣旨ではない。

なお、法定代理人に開示することにより本人の権利利益を侵害するおそれがあるときは、法第78条第1項第1号により不開示とすることができる。

未成年者の法定代理人の開示請求権行使については、父母による親権の共同行使は要件とはせず、父母それぞれが単独で開示請求権を行使することができる。

4 不開示情報

開示請求に係る保有個人情報が存在する場合には、当該保有個人情報について、法第78条第1項各号に規定する不開示情報に該当するかどうかを審査し、「保有個人情報の全部又は一部を開示する」(法第82条第1項)か「保有個人情報の全部を開示しない」(同条第2項)かの判断を行う。

なお、これらの判断は、開示決定等を行う時点(当該開示請求ごとの開示決定等の判断の時点)における状況に基づき行う。(詳細は、第1-1(4)参照)

また、個別の情報の具体的な内容等によって、重複的に不開示情報に該当するもの等が存在する点に留意することが必要である。

(1) 個人に関する情報

【法第78条第1項第1号】

開示請求者(第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第86条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

【解説】

ア 本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

開示請求権制度は、本人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであり、通例は本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられる。しかし、開示が必ずしも本人の利益にならない場合もあり得ることから、そのような場合には不開示とすることができるようにしておく必要がある。

例えば、カルテの開示の場合、インフォームドコンセントの考え方から相当程度の病状等を開示することが考えられる場合がある一方で、患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示が病状等の悪化をもたらすことが予見される場合もあり得る。また、児童虐待の場合のように、虐待の告発等の児童本人に関する情報を親が法定代理人として開示請求する場合も想定される。このような場合において、本人に関する保有個人情報であることを理由として一律に開示義務を課すことは合理性を欠くこととなる。

本号が適用される局面は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的ケースに即して慎重に判断する必要がある。

【法第78条第1項第2号】

開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

【解説】

ア 開示請求者以外の個人に関する情報

開示請求に係る保有個人情報の中に、本人以外の第三者（個人）に関する情報が含まれている場合があるが、第三者に関する情報を本人に開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあることから、第三者に関する情報は不開示としている。

なお、「個人に関する情報」とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の全ての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。「個人」には、外国に居住している者も含まれ、国籍を問うものではない。また、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。

「個人に関する情報」の判断に当たり、原則として、公務員等に関する情報と非公務員等に関する情報とを区別していないが、前者については、特に不開示とすべきでない情報をハにおいて除外している。

イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く

「営む」とは、同種の行為を反復継続して行うことをいい、対価を得てなされるかどうかを問わない。

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人に関する情報の意味する範囲に含まれるが、当該事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号の個人情報からは除外されている。

ウ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの

「特定の個人を識別することができるもの」は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることができることをいう。

「その他の記述等」とは、氏名及び生年月日以外の記述又は個人別に付された番号その他の符号等をいい、映像や音声も、それによって特定の個人を識別することができる限りにおいて「その他の記述等」に含まれる。例えば、住所、電話番号、役職名並びに個人別に付された記号及び番号等がある。

年齢、性別、印影、履歴、肖像及び振込金融機関名等の氏名以外の記述等については、単独では必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合がある。

エ（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

当該情報のみでは特定の個人を識別できない場合であっても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても個人識別情報として不開示とする。

照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合も含まれ、また、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なもの等一般人が通常入手し得る情報が含まれる。

特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情報」に含めて考える必要はない。しかし、事案によっては、個人の権利利益を保護する観点からは、より慎重な判断を要する。

特定の個人を識別することができる情報ではないものであっても、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個人に不利益を及ぼすおそれがあるものは、当該情報の性質、集団の性格及び規模等により、個人識別情報に該当する場合がある。

また、当該個人を認識するために実施可能と考えられる手段について、その手段を

実施する人物が誰であるか等をも視野に入れつつ、合理的な範囲で考慮する。

オ 開示請求者以外の特定の個人を識別することができないが、開示することにより、なお、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの

理事長の保有する個人に関する情報の中には、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、特定の個人を識別できない場合であっても、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合について、補充的に不開示情報として規定している。

カ 法令の規定により開示請求者が知ることができる情報

「法令の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。なお、ここでの「法令」には条例も含まれる。

キ 慣行として開示請求者が知ることができる情報

慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。

当該保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たらない。例えば、取材等でたまたま明らかになっているものであれば、一般的には「慣行として」には該当しない。

また、福岡県情報公開条例(平成13年福岡県条例第5号)第7条第1項第1号イの「慣行として公にされ」ている情報は、慣行として開示請求者が知ることができる情報に含まれる。

「慣行として開示請求者が知ることができ」る情報に該当するものとしては、請求者の家族構成に関する情報(妻子の名前や年齢、職業等)等が考えられる。

ク 知ることが予定されている情報

実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている場合である。「予定」とは将来知らされることが具体的に決定されていることは要しないが、請求の対象となっている情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいう。

例えば、複数の者が利害関係を有する事項についての調査結果を当事者に通知することが予定されている場合において、開示請求の時点においては未だ調査結果の分析中であつたため通知されていなかった場合が想定される。

ケ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

不開示情報該当性の判断に当たっては、当該情報を不開示にすることの利益と開示することの利益との調和を図ることが重要であり、開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示することにより開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならない。

現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。例えば、人の生命等の保護の達成のために当該情報を開示する以外の代替的方法があることだけをもって、当該情報を開示しなくてよいということにはならない。

コ 当該個人が公務員等である場合において

「公務員等」とは、広く公務遂行を担任する者を含むものであり、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わず、国及び地方公共団体の職員等を含む。また、公務員等であった者が当然に含まれるものではないが、当該者が公務員等であった当時の情報については、本規定は適用される。

サ 当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき

「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人等の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、職務としての会議への出席や発言その他の事実行為、苦情相談に対する担当職員の対応内容に関する情報等が含まれる。

また、本規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報、人事査定・評価情報、給与等情報等は管理される職員の個人情報として保護される必要があり、本規定の対象となる情報ではない。

なお、人事査定・評価情報や給与等情報は、法第78条第1項第7号の不開示情報にも該当し得ることに留意が必要である。

シ 当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

公務員等の職及び職務の遂行に関する情報には、当該公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものがあるが、その職名と職務遂行の内容については不開示とはならない。

なお、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、法第78条第1項第2号イに該当する場合には例外的に開示することとなる。

すなわち、当該公務員等の職名と氏名の対応関係が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、職務の遂行に係る情報については当該公務員等の氏名を含め、個人に関する情報としては不開示とはならない。

また、行政機関等により作成され、又は行政機関等が公にする意思をもって(あるいは公にされることを前提に)提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合には、その職にある者の氏名を一般に明らかにしようとする趣旨であると考えられ、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」場合に該当する。

【具体例】

- ・ 氏名、肖像、声、筆跡等特定の個人を表象する記述等
- ・ 振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号、単独の役職名等特定の個人にのみ付され、特定の個人を識別することができる記述等
- ・ 住所、電話番号、メールアドレス、年齢、性別、生年月日、印影、振込金融機関名、家族構成、勤務先、出身地、学歴、職歴、結婚歴等
- ・ その他他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報

※ 本例は一般的な例を想定したものに過ぎず、実際の運用に当たっては、個々の開示決定等の時点において、開示請求に係る保有個人情報に記載されている個々の情報の内容、性質等、個別の事情を総合的に勘案し、画一的、一律的にならないよう留意し、法第78条の規定等の趣旨に沿って慎重に判断するものとする(以下第78条第1項各号において同じ。)

(2) 法人等に関する情報

【法第78条第1項第3号】

法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

【解説】

ア 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)に関する情報

「法人その他の団体」には、株式会社等の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等、外国政府(これに準じるものを含む。)、国際機関(国際会議その他国際的な協調に係る枠組みの事務局等を含む。)も含まれる。また、倒産や廃業、解散等により現時点で存在していない法人等についても、一般的には権利利益が継承された法人等の問題としてその正当な利益等を判断することになるが、個別の事案の内容によっては、「法人その他の団体」に含まれ得る。

一方、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、その公的性格にかんがみ、法人等とは異なる開示・不開示の基準を適用すべきであるので、本号から除き、その事務又は事業に係る不開示情報は、第7号において規定している。

「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人の権利利益に関する情報等法人等に関する情報を指す。例えば、事業活動を行う上での内部管理に属する経営方針、経理、人事等に関する情報、生産、技術、営業、販売、運営その他の事業活動に関する情報、名誉、社会的信用、社会的活動の自由等法人の権利利益に関する情報等も当然含まれる。

なお、法人の構成員に関する情報は、法人に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

イ 「開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、アで掲げた法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号で規定している。

ウ ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く

当該情報を開示することにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを開示しないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を開示する。

現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実には人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る。

エ 権利、競争上の地位その他正当な利益

「権利」には、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を含む。

「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指し、具体的には、製造、販売等において他社に優る地位等、様々なものがある。

「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含む。

なお、具体的に正当性を判断するにあたり、法令上又は社会通念上保護されることが相当である当該法人等又は事業を営む個人の利益を指し、公表を伴う行政処分の対象となった違法事実に関する情報はこれに含まれない。

オ 害するおそれ

「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、当該法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係、競争事情等を十分考慮して適切に判断することが求められる。

また、許認可等の申請における却下、拒否の事実や申告制度に基づく苦情等については、たとえ事実であったとしても、通常公にされず、公になると当該法人等の社会的信用等が侵害され法人等又は事業を営む個人の正当な利益を害するおそれがあるものであると判断し得る場合には、「正当な利益等を害するおそれ」があるとして、不開示となる。

さらに、公にされる情報自体からは法人等の権利等が害されるおそれはないが、

「他の情報と照合することにより」その可能性が生じる場合には、「害するおそれ」があるものと判断することになる。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

カ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたもの

大学の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、大学において合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、これに含まれる。

「行政機関等の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まないが、大学が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

「開示しない」とは、法や条例に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しないという意味である。また、特定の行政目的以外の目的には利用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

「条件」については、大学の側から開示しないとの条件で情報を提供して欲しいと申し入れる場合も、法人等又は事業を営む個人の側から大学の要請があったので情報は提供するが開示しないで欲しいと申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立する。また、条件を設ける方法については、黙示的なものを排除する趣旨ではない。

「提供され」る方法は、書面によるとはされていないところであり、例えば法人等から口頭で提供された情報であって、大学の職員側で文書等に記録したものも含まれる。

キ 法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

「法人等又は個人における通例」とは、法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の見解を意味し、当該法人等又は個人において開示しないこととしていることだけでは足りない。

開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、提供された情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されている等の事情がある場合には、これには当たらない。

【具体例】

ア 生産、技術、営業、販売、運営その他の事業活動に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

(ア) 生産、技術等に関する情報

- ・ 製造工程、製造方法その他の生産・管理のプロセスに関する情報であって、公にすることにより、当該情報が競争相手に知られる蓋然性が高い等正当な利益を害するおそれがある情報
- ・ 原燃料構成、設備設計その他の製品・生産技術に関する情報であって、公にすることにより、当該情報が競争相手に知られる蓋然性が高い等正当な利益を害するおそれがある情報
- ・ 研究開発課題、研究開発成果その他の研究開発に関する情報であって、公にすることにより、当該情報が競争相手に知られる蓋然性が高い等正当な利益を害するおそれがある情報
- ・ その他生産、技術等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

(イ) 営業、販売、運営等に関する情報

- ・ 取引先、取引条件その他の通常一般に入手できない個別の取引内容に関する情報
- ・ 資金調達状況その他の通常一般に入手できない財務に関する情報
- ・ 販売計画その他の販売上の戦略が明らかにされ、又は具体的に推測される情報であって、通常一般に入手できないもの
- ・ 設備投資計画、用地取得計画その他の運営上の方針が明らかにされ、又は具体的に推測される情報であって、通常一般に入手できないもの
- ・ その他営業、販売、運営等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 事業活動を行う上で内部管理に属する経営方針、経理、人事等に関する以下の情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

- ・ 雇用方針その他の経営方針が明らかにされ、又は具体的に推測される情報であって、通常一般に入手できないもの
- ・ その他事業活動を行う上で内部管理に属する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ウ 名誉、社会的評価、社会的活動の自由等法人等の権利利益に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

(3) 審議、検討等情報

【法第78条第1項第6号】

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【解説】

ア 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間

「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指す。これらの国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間の意味である。

イ 審議、検討又は協議に関する情報

理事長の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関等が開催する有識者等を交えた研究会等における審議や検討等、様々な審議等が行われており、これら各段階において行われる審議等に関連して作成され、又は取得された情報を指す。

また、審議、検討又は協議の体制や進め方についての情報も、当該情報が記録された公文書として作成、取得されていれば、「審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報」に含まれ、結果的に意思決定に至らなかった審議、検討等の内容等も本号に含まれる。

これらの「審議、検討又は協議に関する情報」の例としては、以下のようなものも含まれる。

- ・ 実施機関が関係機関(国の機関又は他の地方公共団体等)に協議を行う場合、協議過程全体としては、協議が整った後の実施機関が行う意思決定が最終的な意思決定であることから、実施機関はもとより、協議先の関係機関にとっても、当該協議における提出意見等の情報は「審議検討又は協議に関する情報」に該当する。
- ・ 大学以外の機関(例えば地方公共団体、国の機関又は法人等)が主催する会議等に、大学の職員が職務として参加し、審議、検討等を行った場合において、当該審議、検討等に関する情報が大学の内部における審議、検討等に当たる場合には、本号の「審議、検討又は協議に関する情報」に該当する。

なお、大学や関係機関等内部で審議、検討等を行う場合に、その審議、検討等がそ

もそもその事務又は事業の適正な遂行の一環として行われるときには、その情報は法第78条第1項第7号等の他の不開示情報に該当する可能性もある。

ウ 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ

公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けること等により、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合をいい、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

例えば、審議、検討等の場における発言内容が公になると、発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれがある場合(例えば、利害関係の対立の激しい事項についての審議等を行う審議会等において、特定の意見を主張する者に対して、その反対派や利害関係者から、当該発言者やその家族に対し無言電話や嫌がらせが行われるような場合等)がこれに該当する。

その他、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」が生じたり、また、行政機関等の政策の検討がまだ十分でない情報が公になり、外部からの圧力により当該政策に不当な影響を受けるおそれがあり、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が生じたりするときは、これに該当する。ここでいう「外部からの圧力」とは、有形無形にかかわらず、直接的なものだけでなく間接的なものも含め、圧力により「不当な」影響を受けるのであれば全て該当し得る。

エ 不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ

未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報等を公にすることにより、国民(県民)の誤解や憶測を招き、不当に国民(県民)の間に混乱を生じさせるおそれがある場合等を指す。

これは適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる国民(県民)(地域住民等一定の地域コミュニティや高齢者、労働者等一定の社会階層に限られる場合も含む。)への不当な影響が生じないようにするものである。

なお、行政機関等の審査等を経た後、公表される予定となっている文書であっても、審査期間中においては、内容の確定していない文書を公にすることにより、不当に国民(県民)の間に混乱を生じさせるおそれ等があり得ることから、審査終了までの間の請求については、本号に該当するものとして不開示となる場合がある。

オ 特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ

尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長する等して、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合等を指す。エと同様に、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、国民(県民)への不当な影響が生じないようにする趣旨である。ここで、「特定の者」については、具体的に個人又は法人等が確定していることまでは求められず、ある程度

の蓋然性をもってその存在が認められることをもって足りる。また、「利益」又は「不利益」には、経済的なものに限らず、精神的苦痛や社会的信用も含まれ得る。

例えば、施設等の建設計画の検討状況に関する情報が開示されたために、土地の買占めが行われて土地が高騰し、開示を受けた者や、それ以外の利害関係を有する者等が不当な利益を得たり、違法行為の事実関係についての調査中の情報が開示されたために、結果的に違法・不当な行為を行っていなかった者が不利益を被ったりするおそれがある場合がこれに該当する。

カ 不当に

ウからオまでにおいて「不当に」とは、審議等の途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることを意味する。

予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。

キ 意思決定後の取扱い等

審議、検討等に関する情報については、意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等、審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が必要である。

また、審議、検討等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議、検討等に関する情報が開示されると、国民(県民)の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当し得る。例えば、選択されなかった選択肢が公になると将来の審議、検討等の際の選択肢を狭め、将来の審議、検討等に影響する場合がある。

【具体例】

ア 公にすることにより、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報

- ・ 審議会等における審議や具体的な意思決定の前段階として政策等の選択肢に関する自由討議・検討その他の大学内部における審議、検討等に関する情報であって、公にすることにより、有形・無形、直接的・間接的な外部からの圧力や干渉等の不当な影響を受けるおそれがあるもの
- ・ 関係行政機関等全体又は協議元の大学としての最終的な意思決定に至るまでの過

程で大学と行政機関又は地方公共団体との間で 行われる協議に関する情報であって、公にすることにより、有形・無形、直接的・間接的な外部からの圧力や干渉等の不当な影響を受けるおそれがあるもの

- ・ 調停、仲裁その他の紛争処理上の事案に関する情報
 - ・ 叙勲、表彰等に係る推薦に関する情報
 - ・ その他公にすることにより率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報
- イ 公にすることにより、不当に国民(県民)の間に混乱を生じさせるおそれがある情報
- ・ 関係者による事実関係の確認が得られていない情報
 - ・ 専門的な検討を経ていない情報
 - ・ 関係者間の調整等を経れば相当程度変更されることが容易に想定される情報
 - ・ その他公にすることにより不当に国民(県民)の間に混乱を生じさせるおそれがある情報
- ウ 公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある情報
- ・ 一定期間後に一斉公表が予定されている法令、基準、規格等に関する情報
 - ・ 実施以前に公表されることが想定されていない不利益処分に関する情報
 - ・ その他公にすることにより特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある情報

(4) 事務又は事業に関する情報

【法第78条第1項第7号柱書】

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

【解説】

ア 次に掲げるおそれ

「次に掲げるおそれ」として本号イ及びハからトまでに掲げたものは、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であつて、その性質上、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。

これらの事務又は事業のほかにも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であつて、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」のあるものがあり得る。

記者発表等、一定期間後に一齐に公表される予定となっている文書については、公表日前に開示することにより当該事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断されるのであれば、本号に該当する。

イ 当該事務又は事業の性質上

当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する。

ウ 適正な遂行に支障を及ぼすおそれ

「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、理事長の恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要があり、また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

【法第78条第1項第7号イ】

イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

【解説】

ア 国の安全が害されるおそれ

「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、県民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。例えば、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られている状態、県民の生命が国外からの脅威等から保護されていること並びに国の存立基盤としての基本的な政治方式並びに経済及び社会秩序の安定が保たれている状態等をいう。

「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう。

イ 他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ

「他国若しくは国際機関」には、我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織の事務局等を含む。

「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」とは、他国等との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。例えば、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなる等、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報については、不開示とする。

ウ 他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、国が望むような交渉成果が得られなくなる、交渉上の地位が低下する等のおそれをいう。例えば、交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して国がとろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当する。

【具体例】

- ・ 開示することが、当該情報に係る他国等に対し不利益を与えるおそれ又は他国等の意思や国際慣行に反することとなるおそれがある情報

【法第78条第1項第7号ハ】

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

【解説】

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務

「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることをいい、行政が適切に行われているかを確認するという見地から行う監察もこれに含まれる。

「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

「租税」には、国税、地方税がある。

「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいう。

「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。

イ 正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

同号ハに列挙された監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をする等のおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示となり得る。

また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細であってこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは、該当し得る。

【具体例】

- ・ 監査等の対象、実施時期、調査事項、監査手法その他の監査等に関する詳細な情報
- ・ 試験の管理・監督の手法や判定・評価の手法に関する詳細な情報
- ・ 試験問題、解答例、試験問題の作成要領その他の試験の問題作成に関する詳細な情報

- ・ その他公にすることにより、監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある情報

【法第78条第1項第7号ニ】

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

【解説】

ア 契約、交渉又は争訟

「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整等の折衝を行うことをいう。

「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求その他の法令に基づく不服申立てがある。

イ 国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者となる上記の契約等に関する情報の中には、例えば、以下のようなものが想定され、このような情報については、不開示となる。

- ・ 入札予定価格等を開示することにより公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれるおそれがある
- ・ 用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれるおそれがある
- ・ 交渉や争訟等の対処方針等(交渉結果や要求・陳情書も該当する場合がある。)を開示することにより、当事者として認められるべき地位(当事者の地位を含む。)を不当に害するおそれがある

【具体例】

- ・ 企業連携に係る協議方針、協議結果等に関する情報
- ・ 訴訟、不服申立て等に係る争訟方針、打合せ、示談等に関する情報
- ・ その他公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、大学並びに国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報

【法第78条第1項第7号ホ】

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

【解説】

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報等で、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民(県民)に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退する等、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

なお、各種統計調査においては、当該調査の実施機関、目的、調査対象、調査手法、周期・期日、調査事項等が開示されているところではあるが、具体的な調査対象企業名等のように、それが開示されることにより当該法人に不利益を及ぼすおそれや、事後の協力を得られなくなるため、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当する場合がある。

【具体例】

- ・ 研究課題、研究成果その他の研究に関する情報であって、公にすることにより、知的財産権や自由な発想、創意工夫、研究意欲等を不当に阻害するおそれがあるもの
- ・ 調査の個別具体的な対象等に関する情報であって、公にすることにより、正確な事実の把握や事後の協力が困難になるおそれがあるもの
- ・ その他公にすることにより、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある情報

【法第78条第1項第7号へ】

へ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

【解説】

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評定や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

【具体例】

- ・ 職員調書、昇任等の推薦者名簿その他の人事査定・評価に関する情報
- ・ 人事異動、配属その他の人事構想に関する情報
- ・ その他公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報

【法第78条第1項第7号ト】

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【解説】

独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業については、企業経営という事業の性質上、法第78条第1項第3号の法人等に関する情報と同様な考え方で、その正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものを不開示とする。

例えば、生産技術上のノウハウ、販売 及び営業に関する情報、信用上不利益を与える情報等が該当し、また、当該企業に係る 監査、契約、争訟、調査研究、人事管理等の事務についても本号トの該当性を検討する必要がある。

ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、情報の不開示の範囲は同号の法人等とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得る。

【具体例】

- ・ 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに準じる情報

5 部分開示

(1) 不開示情報が記録されている場合の部分開示

【法第79条第1項】

行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

【解説】

ア 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合

開示請求について審査した結果、開示請求に係る保有個人情報に、不開示情報に該当する情報が含まれている場合を意味する。

イ 容易に区分して除くことができるとき

当該保有個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示の義務がないことを明らかにしたものである。

「区分」とは、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区別することを意味し、「除く」とは、不開示情報に該当する部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆を行う等、加工することにより、情報の内容を消滅させることをいう。

ウ 「容易に区分して除くことができる」ことへの該当性

保有個人情報に含まれる不開示情報を除くことは、当該保有個人情報が文書に記録されている場合、文書の複写物に墨を塗り再複写する等して行うことができ、一般的には容易であると考えられる。

一方、録音テープ、ビデオテープ、磁気ディスクに記録された保有個人情報については、区分して除くことの容易性が問題となる。

例えば、複数の人の発言が同時に録音されているが、そのうちの一人から開示請求があった場合や、録画されている映像中に開示請求者以外の者が映っている場合等があり得る。

このような場合には、不開示情報を容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定することになる。

なお、電磁的記録に記録された保有個人情報については、紙に出力した上で、不開示情報を区分して除いて開示することも考えられる。電磁的記録をそのまま開示することを求められた場合は、不開示情報の部分のみを削除することの技術的可能性等を総合的に判断する必要がある。既存のプログラムで行うことができない場合は、「容易

に区分して除くことができる」と該当しない。

エ 当該部分を除いた部分につき開示しなければならない

部分開示の実施に当たり、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗り潰すか等の方法の選択は、不開示情報を開示する結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。

その結果、観念的にはひとまとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、理事長の不開示義務に反するものではない。

なお、不開示決定の部分については、行政手続法第8条の規定に基づく理由提示の義務があり、開示請求者において、法第78条第1項各号の不開示情報のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならない。

一般的には、根拠規定に加え、少なくとも公文書中のどのような情報をどのような理由で不開示としたのかを示さなければならない。

(2) 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報又は個人識別情報が記録されている場合の部分開示

【法第79条第2項】

開示請求に係る保有個人情報に前条第1項第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【解説】

ア 開示請求に係る保有個人情報に前条第1項第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合

法第79条第1項の規定は、保有個人情報のうち、不開示情報でない部分の開示義務を規定しているが、不開示情報のうち一部を特に削除することにより不開示情報の残りの部分を開示することの根拠規定とはならない。

個人識別情報は、通例は特定の個人を識別可能とする情報(例えば、氏名)と当該個人の属性情報(例えば、当該個人の行動記録)からなる「ひとまとまり」の情報の集合体であり、他の不開示情報の類型が法第78条第1項各号に定められた「おそれ」を生じさせる範囲で不開示情報の範囲を画することができることは、その範囲の捉え方を異にする。

このため、第1項の規定だけでは、個人識別情報については全体として不開示となることから、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分開示とするよう、個人識別情報についての特例規定を設けたものである。

「開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。」こととしているのは、「特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(法第78条第1項第2号本文の後半部分)については、特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにはならないためである。

イ 当該情報のうち、氏名、生年月日その他開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき

個人を識別させる要素を除去し誰の情報であるかが分からなくなっても、開示する

ことが不適當であると認められる場合もある。例えば、作文等の個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未発表の論文等開示すると個人の正当な権利利益を害するおそれのあるものも想定される。

このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、開示しても個人の権利利益を害するおそれのないものに限り、部分開示の規定を適用する。

ウ 当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する

この規定により、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、第78条第1項第2号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱われ、第1項の部分開示の規定が適用される。このため、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示されることになる。また、第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となり、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示となる。

6 個人の権利利益を保護するための裁量的開示

【法第80条】

行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

【解説】

(1) 「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」

法第78条第1項各号の不開示情報に該当する情報であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、理事長の判断により、開示することができる。

法第78条第1項各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報を開示することによる利益との比較衡量が行われる場合があるが、本条は、法第78条の規定が適用され不開示となる場合であっても、なお開示する必要性があると認められる場合には開示することができる。

7 保有個人情報の存否に関する情報

【法第81条】

開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【解説】

(1) 開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき

開示請求に係る保有個人情報が実際にあるかないかにかかわらず、開示請求された保有個人情報の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。

開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性が結合することにより、当該保有個人情報の存否を回答できない場合もある。

例えば、以下の情報について、本人から開示請求があった場合等が挙げられる。

・褒章関係の候補者に関する選考状況に係る情報

(2) 当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる

保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、行政手続法第8条に基づき処分の理由を示す必要がある。

提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要である。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった保有個人情報の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示することになる。

存否を明らかにしないで拒否することが必要な種類の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、保有個人情報が存在しない場合に不存在と答えて、保有個人情報が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該保有個人情報の存在を類推させることになる。

第2 保有個人情報の訂正請求に係る審査基準等

法第92条の規定により、理事長は、訂正請求があったときは、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。この際に考慮すべき事項は以下のとおりとする。

1 法第92条の規定に基づく保有個人情報の訂正

(1) 保有個人情報の訂正義務

【法第92条】

行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

【解説】

ア 利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

訂正請求権制度は、大学の設置及び管理を行う地方独立行政法人の努力義務として定めている法第22条の「データ内容の正確性の確保等」を受けて、本人が関与し得る制度として設けるものであり、本条は法第22条と同様に、利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるものである。

訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。

請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で行えばよく、訂正をすることが利用目的の達成に必要なことが明らかな場合は、特段の調査を行うまでもない。

具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合は、訂正する必要がないことが考えられる。

適切な調査等を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認ができないこととなるから、理事長は、訂正決定を行うことはできない。ただし、運用上、事実関係が明らかではない旨を追記する等の適切な措置を講じておくことが適当な場合もあり得る。

※ 「評価」に関する情報の取扱いについて

訂正は、保有個人情報の「内容が事実でない」場合に行われるものであり、本条に基

づく訂正請求の対象は「事実」であって、評価・判断には及ばない。

このため、評価・判断の内容そのものについての訂正請求があった場合には、訂正をしない旨の決定をすることとなる。

法における訂正請求権制度のねらいは、保有個人情報の内容の正確性を向上させることにより、誤った個人情報の利用に基づき誤った評価・判断が行われることを防止しようとするものであるが、評価・判断は個人情報の内容だけでなく、様々な要素を勘案してなされるものであるから、訂正請求は理事長の判断を直接的に是正することにまで及ぶものではない。ただし、評価した行為の有無、評価に用いられたデータ等は事実当たる。

2 訂正請求の対象となる保有個人情報の範囲

【法第90条】

- 1 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第98条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。
 - 一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
 - 二 開示決定に係る保有個人情報であつて、第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの
- 2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第127条において「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

【解説】

(1) 自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。)

法の訂正請求権の対象は、自己を本人とする保有個人情報全てではなく、法等の開示決定により自己を本人とする保有個人情報として開示を受ける範囲が確定されたものに限る。その理由は、制度の円滑かつ安定的な運営の観点から、対象となる保有個人情報を明確にし、手續上の一貫性を確保するためである。

(2) 内容が事実でないと思料するとき

本条は、法第22条の「データ内容の正確性の確保等」の趣旨を実効たらしめようとするものであることから、訂正請求をすることができるのは、「内容が事実でないと思料するとき」に限られる。

(3) 当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

保有個人情報の訂正について、他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、当該手續により同様の目的を達成することができるので、その法令の定めるところによることとしたものである。例えば、運転免許証の記載事項について、転居や婚姻等の事由により変更が生じた場合には、道路交通法(昭和35年法律第105号)第94条第1項の規定に基づき運転免許証の記載事項の変更を行うこととされていることから、同法の定める手續によることとなる。

第3 保有個人情報の利用停止請求に係る審査基準等

法第100条の規定により、理事長は、利用停止請求があったときは、本条ただし書きに該当する場合を除き、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、理事長における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。この際に考慮すべき事項は以下のとおりとする。

1 法第100条の規定に基づく保有個人情報の利用停止

(1) 保有個人情報の利用停止義務

【法第100条】

行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

【解説】

ア 利用停止請求に理由があると認めるとき

「利用停止請求に理由がある」とは、法第98条第1項第1号又は第2号に該当する違反の事実があると理事長が認めるときである。その判断は、理事長の所掌事務、保有個人情報の利用目的及び法の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行われる必要がある。

イ 当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で

「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、法第98条第1項第1号又は第2号に該当する違反状態を是正する意味である。

「必要な限度」とは、例えば、利用停止請求に係る保有個人情報について、その全ての利用が違反していれば全ての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行う必要があるということである。

また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足りる。この場合、当該保有個人情報を消去するまでの必要はなく、仮に消去してしまうと利用目的内での利用も不可能となり、適当でない。

ウ 当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても、利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が優るような場合にまで利用停止を行う義務を課すことは、公共の利益の観点からみて適当でない。

このため、「当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」は、利用停止をする義務を負わない。

※ 保有個人情報を基になされた行政処分との関係

利用停止請求は、請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保する観点から行われるものであり、その効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた保有個人情報それ自体であり、当該情報に基づいて既になされた行政処分の効力に直接に影響を及ぼすものではない。行政処分の効力自体の争いは、別途、当該行政処分を対象とする争訟手続により解決されるべき問題である。

2 利用停止請求の対象となる保有個人情報の範囲及び利用停止の措置

【法第98条】<法第125条第3項の規定による読み替え>

- 1 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。
 - 一 第18条若しくは第19条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第20条の規定に違反して取得されたものであるとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
 - 二 第27条第1項又は第28条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第127条において「利用停止請求」という。）をすることができる。
- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なわなければならない。

【解説】

(1) 「各号のいずれかに該当すると思料するとき」

本項は、理事長における個人情報の適正な取扱いを確保する趣旨で置かれているものであることから、利用停止を請求することができるのは、下記のとおり、開示を受けた保有個人情報が、①利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されている、②違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されている、③偽りその他不正の手段により取得された、又は④所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的で利用又は提供されている、のいずれかに該当すると思料するときに限られる。

(2) 「第18条の規定に違反して保有されているとき」

あらかじめ本人の同意を得ずにいったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合をいう。また、他の個人事業取扱事業者から個人情報を取得した場合にも同様である。

なお、第17条第2項に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も含まれる。

(3)「第19条の規定に違反して取り扱われているとき」

違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している場合をいう。

(4)「第20条の規定に違反して取得されたものであるとき」

偽りその他不正の手段により個人情報が取得された場合をいう。

また、法第2条第3項に規定する要配慮個人情報について、法に基づく場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ずに取得した場合をいう。

(5)「利用の停止又は消去」

「利用の停止」とは、利用の全面的な停止だけでなく、一部停止を含む。また、「消去」とは、当該保有個人情報の全部又は一部を記録媒体から消し去ることをいう。

保有個人情報を匿名化することもこれに含まれる。

(7)「第27条第1項又は第28条の規定に違反して提供されているとき」

法に基づく場合を除き、本人の同意がない場合や法第27条第1項各号に該当する場合等に保有個人情報を第三者及び外国にある第三者に提供している場合をいう。

(8)「提供の停止」

その後の提供行為を停止することをいう。

なお、本号は、既に提供した保有個人情報の回収についてまで求めるものではない。

しかし、違法な提供があったことに鑑み、提供先と連携をとりつつ、個人の権利利益侵害の拡大防止のため、適切な措置を講じる必要がある。

(9)「利用停止に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない」

保有個人情報の利用停止について、他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、当該手續により同様の目的を達成することができるので、その法令の定めるところによる。